

東地裁総第264号

令和8年2月25日

山中理司様

東京地方裁判所長

司法行政文書不開示通知書

令和7年6月24日付け（同月27日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等  
別添司法行政文書開示申出書記載のとおり
- 2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話03(3581)2733 (ダイヤルイン)

## 司法行政文書開示請求書

令和7年6月24日

東京地方裁判所

御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル2・3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話:06-6364-8525(午前11時以降にかけてください。)

FAX:06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

### 1 司法行政文書の名称等

外為法違反被告事件(起訴日は令和2年3月31日及び同年6月15日であり、当該事件に関する捜査の違法性を認めた東京高裁令和7年5月28日判決が確定したことを受けて令和7年6月20日に警視庁副総監及び東京地検公安部長が元被告人に謝罪した冤罪事件)につき、逮捕状、勾留状、勾留延長決定及び保釈請求の各雑事件の担当裁判官の氏名が分かる文書(例えば、既済事件一覧表)

### 2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。

